野田村　村有財産利活用提案事業

野田村の空き物件を活用しませんか？

地域活性化やビジネス等の拠点として、村有の遊休不動産を貸し出します

野田村では、地域経済の活性化や新たな賑わい創出、住民サービスの向上等を図るため、村が所有する遊休施設・土地の借受け希望者を募集しています。
「こんな事業をやってみたい」「地域の拠点にしたい」という熱意ある皆様のご応募をお待ちしております。

募集対象となる村有物件

①旧・公共施設（学校/保育所/観光物産館/産直）

・**用途例**：観光交流、体験型観光、飲食物販、新規事業の創出、地域資源の高付加価値化・新商品開発、地域住民活動、医療福祉、物流拠点など

・**特徴**　：まとまった広さがあり、アイデア次第で多彩なビジネスや地域活動等にチャレンジできる物件です。

②村有の遊休土地

・**用途例**：事業所や交流拠点などの建設地、資材置場や駐車場など

・**特徴**　：いずれも宅地であり、建物整備の構想のあった土地も多いことから、比較的使用しやすい物件です。

📌応募資格・条件のポイント

・**対象者**：法人、個人、団体（共同提案も可能です）
※ただし、税の滞納など提案者になることができない場合があります。

・**活用要件**：野田村の魅力を高め、雇用創出や地域コミュニティの活性化等に寄与する事業計画であること。

・**契約形態**：貸付け（５年以内、期間の更新可能です）

活用の流れ（ステップ）

STEP 1
事前相談・見学
物件の現地確認や、ご希望の活用イメージについてヒアリングを行います。

STEP 2
提案書の提出
事業計画などをまとめた提案書や関連書類一式をご提出いただきます。

STEP 3
審査・選定
村の審査会において、提案内容の妥当性や地域貢献度などを審査します。

STEP 4
契約・活用スタート
詳細を協議、貸付け契約を締結し、いよいよ事業や活動をスタートします！

お問い合わせ・お申し込み窓口

詳細・申請様式はWebサイトへ

野田村役場 総務課 財政班（財産管理担当）　〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田20-14
TEL：0194-78-2111（内線115）／ FAX：0194-78-3995 ／ E-mail：soumu_zaisei@vill.noda.iwate.jp
受付時間：平日 8:30 ～ 17:00